

# 各種共済制度のご紹介

## 商工貯蓄共済制度

この制度は、「貯蓄」「融資」「保障」の3つの機能を組み合わせた、商工会会員及びそのご家族、従業員の皆様のための、商工会独自の共済制度です。掛金の一部を保険料にまわし保険契約が結ばれることにより、万一の場合を保障されるとともに、掛金のほとんどは貯蓄積立金として金融機関に預けられ、利息がついて加入者のお手元に戻る仕組みとなっています。

【加入資格】 商工会の会員で6歳～70歳までの健康な方

【掛 金】 月額1口2,000円（年齢により最高20口まで）

【手数料】 年額1口1,200円（積立金より差引かれます）

【保 障】 1口につき以下の表

契約年齢	6～46歳	47歳～54歳	55歳～70歳
保険金額	100万円	50万円	25万円



## 全国商工会福祉共済制度

これは、商工会員のための傷害共済制度です。掛金は、年齢・性別・職種に関係なく一律月々2,000円又は1,000円で、工作中及び日常生活等での思いがけないケガを国内外24時間補償します。

【加入資格】 商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族でAタイプ（6歳～65歳）、Bタイプ（66歳～80歳）の方

加入タイプ		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
加入年齢		満6歳～65歳 (継続加入は74歳まで)	満66歳～80歳 (継続加入は85歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は74歳まで)	
掛 金		月額2,000円	月額2,000円	月額1,000円	
共済金額	死亡 共済金	交通事故	1,000万円	700万円	400万円
		不慮の事故	800万円	500万円	300万円
	後遺障害 共済金	交通事故	1,000万円～10万円	700万円～7万円	400万円～4万円
		不慮の事故	800万円～8万円	500万円～5万円	300万円～3万円
	手術共済金	交通事故 不慮の事故	手術内容に応じて 20・10・5万円	手術内容に応じて 10・5・2.5万円	手術内容に応じて 10・5・2.5万円
	入院共済金 (1日あたり)	交通事故 不慮の事故	8,000円 (1日目～100日目)	5,000円 (3日目～100日目)	4,000円 (1日目～100日目)
	通院共済金	交通事故 不慮の事故	3,000円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)	1,500円 (3日目～100日目)
疾病入院 見舞金	疾病による継続した30日以上 以上の入院	5万円		2.5万円	

【交通事故】とは

乗り物（自動車、電車、航空機、船舶等）との衝突、接触等の事故

乗り物に乗っている間の事故

駅の改札口をってから出るまでの駅構内での事故

道路通行中の建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、岩石などの落下、

火災または破裂・爆発による事故

建物または乗り物の火災による事故

【不慮の事故】とは

上記交通事故以外の時に被った急激かつ偶然な外来の事故

## 小規模企業共済制度

これは小規模企業の事業主が事業をやめたり、役員を退いた場合に備えるもので、事業主のための退職金制度といえる制度です。掛け金額は月額1,000円～70,000円まで500円単位で自由に選ぶことができ、掛金は全額が所得控除となり税制面でもお得となります。

### 【加入資格】

常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業では5人以下）の個人事業主及び会社の役員

事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員

常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員

### 【共済金額（月額10,000円の場合）】

掛金納付年数	5年	10年	15年	20年	30年	共済事由等
掛金合計額	600,000	1,200,000	1,800,000	2,400,000	3,600,000	
共済金A	621,400	1,290,600	2,011,000	2,786,400	4,348,000	事業をやめたとき（個人事業主の死亡・会社等の解散を含みます）
共済金B	614,600	1,260,800	1,940,400	2,658,800	4,211,800	会社等の役員の疾病、負傷または死亡による退職 老齢給付（満65歳以上で、掛金を15年以上納付した方が請求できます）
準共済金	600,000	1,200,000	1,800,000	2,419,500	3,832,740	役員任意又は任期満了による退職 配偶者、子への事業譲渡 現物出資により個人事業主を会社へ組織変更し、役員にならなかった場合
解約手当金	12ヶ月以上の掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%～120%の範囲内の一定の率を乗じて算出した金額が支給されます。掛金納付月数が240ヶ月（20年未満）での受取額は、掛金合計額を下回ります。					任意解約 掛金を12ヶ月以上滞納したとき 現物出資により個人事業を会社へ組織変更し、役員にならなかったとき

共済金の額は、経済情勢が大きく変化したときには変更されることもあります。

## 中小企業倒産防止共済制度

たとえ自社の経営が順調でも、取引先が倒産したら・・・。

この制度は、取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産する、または、著しい経営難に陥る事態を防止するための制度です。毎月一定の掛金を掛けることにより、万一取引先が倒産し、売掛金や受取手形などの回収が困難になった場合に、掛金総額の10倍の範囲内で共済金の貸付を受けることができます。

毎月の掛金は5,000円から80,000円までの間で、5,000円刻みで自由に設定でき、税法上、損金（法人）または必要経費（個人）に算入できます。

### 【加入資格】

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行なっている方で、下表の資本金等の額または従業員数のいずれかに該当する方です。

製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	300人以下



## 北海道中小企業従業員退職金共済制度（特退共）

この制度は、北海道商工会連合会が国税庁の承認を得て、特定退職金共済団体として実施しているもので、中小企業にも退職金制度を確立することにより、労働力の確保と安定化を図るものです。また、掛金は全額損金または必要経費として計上されるため、税制面でもお得となっています。

### 【加入資格】

道内商工会地区に事業所をもつ次の企業です。また、国の中退共に加入している場合でもそれと併行してこの制度に加入できます。ただし、他の特定退職金制度との重複加入はできません。

一般業種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・常時使用する従業員が300人以下  
金融業・保険業・不動産業・卸売業・小売業・サービス業・・・・常時使用する従業員が50人以下

### 【掛 金】

月額1,000円を1口として1口以上26口以下

### 【退 職 金】

年数 掛金	1年	5年	10年	20年
3,000円	36,000円	184,500円	378,600円	797,100円
5,000円	60,000円	307,500円	631,000円	1,328,500円
10,000円	120,000円	615,000円	1,262,000円	2,657,000円
20,000円	240,000円	1,230,000円	2,524,000円	5,314,000円

退職金は、加入後の納付月数が12ヶ月未満の場合は支給されません。

## 中小企業退職金共済制度（中退共）

中小企業の退職金制度を国がサポート！この制度は、独立行政法人「勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（中退共）」が運営する退職金制度です。掛金は全額損金または、必要経費に算入できます。法律で定められた国の制度ですので、安全・確実・有利で、しかも管理が簡単です。また、1年間、かけ金月額の2分の1(上限5,000円)を国が助成します。

### 【加入資格】

常用の従業員300人以下または資本金等の額が3億円以下（卸売業100人以下または5千万円以下、小売業は50人以下または5千万円以下）の企業。

### 【掛 金】

月額5,000円～30,000円の間16種類  
(5,000～10,000円まで1,000円刻み、10,000～30,000円まで2,000円刻み)

### 【退 職 金】

掛 金 月数	5,000円	10,000円	14,000円	22,000円	26,000円
60月 (5年)	304,100円	608,200円	851,480円	1,338,040円	1,581,320円
120月 (10年)	632,800円	1,265,600円	1,771,840円	2,784,320円	3,290,560円
240月 (20年)	1,333,300円	2,666,600円	3,733,240円	5,866,520円	6,933,160円
360月 (30年)	2,106,550円	4,213,100円	5,898,340円	9,268,820円	10,954,060円

退職金は、加入後の納付月数が12ヶ月未満の場合は支給されません。また12ヶ月以上

23ヶ月までは掛金納付総額を下回ります。

~ 9 ~

## 北海道火災共済制度

北海道火災共済協同組合は、本道中小企業者のための唯一の火災共済機関として、今日まで数多くの災害に際し組合員の債権復興に寄与しています。また、道が本組合にたいして損失補償契約をして加入を進めている火災共済は、お互いの力でお互いの財産を守る相互扶助精神が息づいていますので、非営利のため非常に安い掛金になっております。事業を愛し営々を築いた暮らしを確かな備えでお守り下さい。

### 【加入資格】

どなたでも加入できます。

### 【掛 金】

非営利のため、他と比べ非常に格安です。

月掛制度で契約に応じた掛金を預ります。

掛捨てでなく3月末には精算され負担金のみ充当となります。

精算残金は翌年度の共済掛金に充当されます。

### 【共済の対象】

建物・商品・家財・機会什器備品等が申込対象になります。

### 【共済金等の支払い】

火災・落雷・破裂・爆発・風雪災等の事故に対して迅速に支払われます。

共済金のほかに一定条件で臨時・取片づけ・損害防止・失火見舞・傷害地震火災等の間接的費用も迅速に支払われます。

以上、共済制度のお申込みはすべて商工会で行えます。加入する場合、または制度についてもっと詳しく聞きたい場合などは商工会へお尋ねください。職員が親切・丁寧にご回答いたします。お気軽にお申し付けください。

